

『PRIME』 44号 正誤表_内海愛子論文

ページ	場所	誤	正
56 頁	左側下から 5 行目	田村浩 <u>裁判</u> が裁かれ	田村浩が裁かれ
62 頁	左側 19 行目	インドネシア <u>人</u>	インドネシア <u>名</u>

「チョウ・ムンサンの遺書」を再訪する

内海 愛子
(大阪経済法科大学)

初めまして、内海と申します。40分ということですが、時計は私の後ろにあるので…、超過しないように気を付けます。

今日は『「チョウ・ムンサンの遺書」を再訪する』という、実にいいタイトルをいただきました。制作者の桜井均さんがいらしているので、番組との関連は桜井さんにお話ししていただくことにして、明日のシンポジウムとの関連で、戦争裁判そしてスガモプリズン、日本に管理が移管したのちは巣鴨刑務所と名前が変わりますが、そこにおける朝鮮人戦犯の処遇の問題を簡単にお話したいと思います。

裁かれた日本の戦争犯罪——東京裁判

チョウ・ムンサンが裁かれたのは、シンガポールでイギリスが開いた軍事法廷です。一般にBC級戦犯裁判と言われていますが、それが何を意味するのか。BとCとはどう違うのか、極東国際軍事裁判いわゆる東京裁判で裁かれたA級戦犯とどう違うのか、いろいろ疑問もあると思いますので、はじめに東京裁判について簡単に触れておきます。

世界の注目の中で開かれた東京裁判は、東京のど真ん中、市ヶ谷台の旧陸軍士官学校で開かれました。改造された2階の大講堂の照明は「ハリウッド並み」のまぶしさがあったといわれています。

この裁判は、「ポツダム宣言」にもとづいて連合国軍総司令部マッカーサー司令官がだした極東国際軍事裁判所憲章、これを根拠にしています。アメリカを中心とする11か国の検察官が「平和に対する罪」、「人道に対する罪」そして「通例の戦争犯罪」で、東条英機たち28人を起訴した裁判です。判事は裁判長にオーストラリアのウェブ判事を含めて11か国から出ています。

「平和に対する罪」というのは、侵略または条約に違反する違法戦争の計画・準備そして開始、遂行および共同謀議と規定されています。「人道に対する罪」は一般住民に対する殺戮、殲滅などの非人道的行為、政治的、人種的、宗教的迫害などの罪です。そして「通例の戦争犯罪」ですが、これは住民虐殺や捕虜虐待や戦時性暴力など33項目あります。

裁判の準備には、裁く側の11か国（米・英・中国・フィリピン・ニュージーランド・カナダ・オーストラリア・オランダ・ソ連・フランス・インド）、なかでもアメリカ検察団が力を入れて準備しています。裁かれる日本側も弁護団の組織は当然ですが、証拠の収集、通訳をはじめ多くの関係者が動員され、敗戦後ですが日本は持てる力を動員して裁判に取り組んでいます。通訳には当時の一流の人を集めていますし、弁護士は被告人ごとに日本人とアメリカ人弁護士がつき、さらに補

佐弁護人も被告ごとに一人か二人がついています。東条英機の弁護人は清瀬一郎とB. M. コールマン海軍大佐、これに松下正寿がついています。小磯国昭の場合は補佐弁護人が4人もいました。

政府は裁判に取り組み、証拠資料を収集し、証人を探し出し、その証言を取る作業を進めています。メディアもそれぞれチームをつくって取り組んでいました。研究者も、1947年には極東国際軍事裁判研究会（代表大濱信泉）を組織し、入江啓四郎、水田義雄、一又正雄など若手の国際法研究者が裁判の研究に取り組んでいます。

1946年4月29日、28人の起訴状が提出され、裁判は5月3日開廷します。判決が下るのは1948年11月12日です。途中、大川周明が精神障害で免訴になったり、2人の被告（松岡洋右・永野修身）が病死しました。また、一時、審理が中断したことはありましたが、11月12日には、25人の被告全員に有罪の判決が下りました。7人が絞首刑判決です。残りの18人も全員の有罪判決でした。弁護団はアメリカの連邦最高裁判所に「訴願」しましたが、却下され、マッカーサーは12月21日、第8軍司令官に処刑を命じました。12月23日午前零時1分から35分にかけて、2回にわけて、7人の刑がスガモブリズンで執行されました。その翌24日、スガモに拘禁されていた岸信介、児玉誉士夫ら19人が不起訴になり釈放されました。（2人はそれ以前に死亡している。）

戦争指導をした人たちの裁判は、この25人に判決を下して終了しました。なお、この他にGHQ裁判（通称丸の内裁判）があり、元海軍大将豊田副武、元俘虜情報局長田村浩裁判が裁かれ、有罪となっています。

BC級戦犯裁判

今日の本題のBC級裁判ですが、先ほど触れた33項目の「戦争の法規又は慣例」というのは、連

合国戦争犯罪委員会が戦争犯罪として採択（1943年12月）したもので、具体的には、謀殺、集団殺害、組織的テロ行為、一般民衆の拷問、戦時性暴力、略奪、非人道的状態下での一般民衆の抑留、財産の没収、負傷者や捕虜の虐待、許容されない方法で捕虜を就労させること、無差別な集団逮捕などがあります。

これら33項目の戦争犯罪を犯した人を裁いた軍事裁判は、アメリカ、イギリス、オランダ、オーストラリア、フランス、中華民国、フィリピンが行っています。これにソ連と中華人民共和国の裁判があります。各国がそれぞれ「裁判規程」をつくり軍事委員会が招集され法廷を開いています。

なお、中華人民共和国の裁判は、裁いた法理論も違うので連合国の裁判とは別のカテゴリーで考えられています。この裁判については、明日、報告があると思います。

国内の法廷は、横浜一か所です。アメリカの第8軍司令官が招集した軍事委員会による法廷で、起訴された件数は327件、起訴された人は1,037人です。このうち国内の捕虜収容所関係が222件、起訴された人は477人です。これにフィリピン捕虜収容所関係が7件、16人、朝鮮俘虜収容所関係が1件、12人となっています。他に空襲をしたB29の搭乗員の処刑や九州大学でのアメリカ人捕虜の生体解剖事件などが裁かれています。これらの数字から、横浜法廷が捕虜収容所を中心に、捕虜虐待を厳しく裁いていることがみえてきます。

横浜法廷は東京裁判に先立って開廷され、1945年12月27日には東京俘虜収容所の土屋辰雄伍長に判決が出ています。終身刑です。1月7日には福岡俘虜収容所の大牟田分所長だった由利敬中尉に絞首刑の判決がでて、4月26日にスガモブリズンで執行されました。東京裁判の開廷前です。

それ以降も矢継ぎ早に判決が出ています。46年の1年間だけで62件の判決が下がっていますが、一件（空襲の搭乗員処刑事件）をのぞいて、すべて

捕虜収容所関係者です。45年末の土屋ケースもふくめると横浜法廷は一年間に、捕虜収容所関係61件104人に判決を言い渡しています。裁判が「捕虜」の処遇に集中しています。

軍事法廷——誰が裁いたのか

シンガポールの法廷で、チョウ・ムンサンを裁いたのはイギリスです。死刑執行もイギリスがチャンギー刑務所で行っています。この映像に出てくる李鶴来さんは、同じシンガポールですが、裁判はオーストラリア裁判です。フランスはサイゴンで裁判をやっています。アジアの植民地に戻ってきた宗主国が、そこで自国民への日本の戦争犯罪を裁く裁判を行っていました。この「自国民」に植民地のアジア人が含まれるのか、裁判国と法廷によって違いはありますが、概して植民地の住民への戦争犯罪の立件は少ない。また、植民地だった国で法廷を開いているのはフィリピンだけです。アメリカのマニラ法廷を引き継いで、独立したフィリピン共和国政府が住民虐殺などを裁いています。

欧米帝国列強の支配から日本帝国の支配、そして再び欧米が戻ってきたのです。植民地支配のもとに呻吟してきたアジアの人びとは、こうした帝国の動きの中で独立に向けて動いています。その中で開かれた軍事法廷、中でもオランダの場合は独立戦争の影響も合わせて考えていく必要があります。

BC級裁判は、世界の注目の中で開かれた東京裁判と違って、かつての「大東亜共栄圏」の各地——先のシンガポール、ジャカルタ、サイゴン、マニラ、マヌス、ラバウル、クーパン、メナド、バリックパパン、ポンティアナック、マニラ、メダン、アンボン、ラブアン、ジェッセルトン、北京など49か所で開かれているので、日本から弁護士が派遣されないうちに裁判が行われたところも

あります。弁護士だけでなく、通訳——英語だけでなくオランダ語、フランス語、中国語と日本語の通訳は付いたのだろうか。

1946年になると、当時の厚生省がGHQからの許可をもらって、通訳100人、弁護士100人を海外の法廷に送り出しました。100人も送ったのかと思われるかもしれませんが、法廷は49か所もあります。それだけでなく、英米法に通じている弁護士はどれだけいたのだろうかという疑問も残ります。

映像の中で人違い、「人定の誤り」が出てきました。オーストラリアのウィリアム検事は「裁かれたのは単なる人違いだったのです」と言っていました。調査記録などを見ていると、そう言い切れないとも思いますが、「人定の間違い」が多いことは、法務大臣官房司法法制調査部の資料にもでてきます。イ・ハンネさん、広村鶴来さんは、「トカゲ」というあだ名でよばれていました。捕虜たちは監視する朝鮮人をこのようなあだ名で呼んでいたのです。「気狂い犬」「ブラックプリンス」など、ひどいあだ名もあります。

なお、画面の数字を訂正しておきます。有罪が5,700人とありますが、これは起訴された人数で、有罪は4,403人、このうち死刑判決は984人ですが、執行された人は920人です。イ・ハンネさんのように死刑判決の後に減刑された人もいるので執行されて人は少なくなります。有罪のうち無期刑は475人、有期刑が2,944人——日本の法務大臣官房司法法制調査部の調査による数字です。

何を裁いたのか—「ポツダム宣言」と「捕虜虐待」

日本が受諾した「ポツダム宣言」には「捕虜を虐待せる者を含むあらゆる日本の戦争犯罪はこれを厳しく裁く」（第10項）とあります。アメリカやイギリス、オーストラリアなど連合国は、捕虜になった自国民の処遇について開戦直後から注視

し、その処遇について問い合わせや虐待への抗議を繰り返して行っています。収容の実態を細かく調べており、オーストラリアの戦争記念館で見た資料の中には、戦争中に、すでにインドネシア東部の島に置かれた収容所の空撮を行い、そこにいる捕虜を国籍別、階級別に記録していました。

終戦とともに九州の鹿屋から上陸した米軍の一行は、福岡へ直行して捕虜を解放するとともに、面会して、戦時中の処遇について細かく証言を取っています。何月何日、誰が殴ったとか、誰が拷問されているのを目撃したとか、その証言をカードに書き留めています。それがワシントンの国立公文書館に残っていました。そうした調査などに基づいて、次々と戦犯容疑者を逮捕していきます。

捕虜と労働——「白人捕虜」を使役

1942年8月、東南アジア各地に捕虜収容所を開設して、捕虜を収容しました。かれらを労働力として使役したのです。チョウ・ムンサンは、映像にあったように泰とビルマ間の鉄道建設に動員された捕虜の監視員です。

日本国内でも労働力が払底する中で3万人からの捕虜をシンガポールやマニラから日本に輸送してきました。しかし、それだけの人数を輸送する船舶が不足するなかで、捕虜たちが地獄船と呼ぶような超過密な状態で船倉に押し込んでの輸送でした。日本に到着したこれらの捕虜を収容した収容所の関係者が、横浜裁判で裁かれたことは初めにお話しした通りです。

東南アジア各地に残された捕虜を収容し、労務動員しました。その代表的なのがこの泰緬鉄道です。他にもオーストラリアの北側にひろがるインドネシアの島々——アンボン島、ハルク島、フローレス島に飛行場を建設しています。豪北作戦のための飛行場建設です。オーストラリアのブリ

スベンには、フィリピンを脱出したマッカーサーがいました。そのオーストラリアを攻撃するためには、日本が占領していたジャワ島から爆撃して戻るだけの性能がある爆撃機がなかったといえます。そこで、オーストラリアの北側に広がるインドネシアの島々に飛行場をつくって、そこからブリスベンやキャンベラなどを攻撃する計画でした。

なお、開戦直後、オーストラリアのダーウィンに日本軍が空爆しています。また、シドニー湾にも特殊潜航艇が攻撃していました。

飛行場はどうやらできましたが、完成した時にはすでに飛ばす爆撃機がなく、これを利用したのは連合国軍でした。白人捕虜が労働させられたバンドラ海に浮かぶハルク島に行ってみました。サンゴ礁です。稲作はできない、野菜もほとんど取れない。住民はこうした条件で暮らせる数しかいない。そこに1,000人を超す捕虜を連れて設営隊など日本兵が上陸したのです。当然、補給が問題になってきます。日本軍も働かせるために捕虜を動員したのですから、ジャワ島から食糧を追送しましたが島を目の前にして撃沈され、バンドラ海の藻くずになった。一隻も着かなかったといえます。

ここで捕虜の監視をしていた高在潤さんは、「シンコンイモの葉っぱ1枚、捕虜にやろうとしたら、1,000枚集めなきゃいけない、そんな葉がどこにありますか」と、その絶望的な状況を話していました。近くの島にも集めに行く、漁もしたといえます。しかし、連合軍の爆撃で思うように調達ができない。その中で犠牲が強いられたのが捕虜です。医薬品も食料も不足する中での労働、しかも赤道直下のサンゴ礁です。白砂に照り返す光に目がくらむ。わたしなど1時間も真昼の太陽のもとに立っていることもできませんでした。裁判記録には、殴った、拷問をしたなどの虐待証言が出てきますが、それだけではない。熱帯の厳しい自然条件への不十分な対応、不十分な補給が捕虜の犠牲を大きくしました。

インパール作戦や豪北作戦のため、泰緬鉄道工事や飛行場の建設を準備も不十分なままで強行したのです。軍令と軍政の確執もありました。「兵科」が力を持つ軍隊、補給の軽視など多くの問題が、現場に凝縮され「虐待」となっていました。

捕虜の労働現場

タイの奥地、泰緬鉄道の現場では豪雨の中、ノミで岩山に穴を開けて爆弾を仕掛ける作業を捕虜がやっています。雨季のケオノイ川は、濁流が渦巻き、船が漕上^{せじょう}できる状態ではなかった、道路もありません。普通は建設現場に向かって側道、道路を造りますが、泰緬の場合はジャングルを切り開いて工事をすすめていきますから、舗装などはしていません。雨季の泥道は歩けば膝まで漬かる状態だったといいます。そのようなところをどうやってトラックが走れますか。

映像に出てくるオーストラリアのE. ダンロップ軍医は、李さんと労働に出す人数をめぐってはげしくやりあい、その日記に、ある時期、ダンロップの部隊873人のうち屋外の重労働に堪えられるのはわずか350人になっていたと書いています。5日間、野菜、肉なし、まずい米のみという時もあった。泥の海を這う、骨と皮ばかりの捕虜たちが平均して一日に1人が死んだ。雨季の6月(1943年)には、一日に5人が死亡したこともあると書いています。

彼の部隊にいたトム・ユーレンは、毎朝、小屋の外には、夜のうちに死亡した仲間の死体が放り出されていた、作業に出かけて行く時、その上を跨いで通らなければならなかった。それは心の底から揺さぶられるような体験だったと話しています。

バンコクの近くには食糧が備蓄されていたのです。なかったのは輸送手段だったと主計の人は話していました。

「捕虜とは誰か」——白人捕虜とアジア人捕虜

これまで「捕虜」という言葉を使ってきましたが、日本は捕虜を「白人」と「アジア人」捕虜に分けています。日本軍が戦った連合国軍には帝国本国兵と植民地の兵士がいました。捕虜30万人の過半数はこの植民地出身の兵士でした。フィリピンで米比軍——アメリカ本国兵とフィリピン兵から編成された軍隊、マレー半島では英印軍——イギリス本国兵とインド兵、マレー兵の軍隊、インドネシアでは蘭印軍、オランダ本国兵とインドネシア兵の軍隊です。日本軍に朝鮮人、台湾人兵士が編入されていたように、連合国軍にアジア人兵士がいました。

30万人におよぶ捕虜を収容しておく余力のない日本は、捕虜のうちアジア人兵士を「解放」しました。日本は「アジア解放」を掲げて南進をしていますから、アジア人捕虜の「解放」は、占領した地域の住民工作にも有効だったのです。

それでも13万人をこす欧米帝国本国の「白人捕虜」がいました。彼らを収容しますが、その監視に日本軍兵士を充てる余力がない。兵力がひっ迫する中で、捕虜の監視員として着目したのが朝鮮と台湾の青年です。志願兵として動員は始まっていましたが、まだ徴兵制がしかれていない朝鮮と台湾には、体格がよく教育水準もたかく、中にはチョウ・ムンサンのように英語ができる若者がいたのです。彼らを監視員として志願させたのです。身分は軍属傭人です。

1942年8月、占領したアジア各地に捕虜収容所を開設しました。ここに収容し、捕虜一人一人の「銘々票」を作成し、名前や経歴など詳細な記録を書き込み、ジュネーブの国際赤十字に名簿をおくっています。この手続きを経て収容された捕虜は、はじめてジュネーブ条約にもとづいて処遇される「正式な捕虜」になる、日本はこのように捕虜の取扱いを決めています。

国内への労務動員

国内の労働力が払底する中で、日本政府はこの「正式な捕虜」の動員を決定しています。捕虜を「無為徒食」をさせない、これが日本の方針でした。日本国内へ輸送されてきた捕虜は、三池炭鉱など炭鉱だけでなく港湾や住友工業所、日本鋼管、新潟鉄工など工場にも動員されていました。ですから横浜裁判の被告の中には捕虜を使った企業の人もありました。全国に約130か所の捕虜収容所を開設しました。なお、国内の収容所の監視員に朝鮮人や台湾人はいません。

労務動員された外国人は連合軍兵士だけでなく、中国人捕虜もありました。外務省が敗戦直後の1946年3月にまとめた『華人労務者就労事情調査報告書』や『華人労務者就労期末報告』などによると、全国135か所の事業所に約4万人の中国人が連行され、死者・行方不明者8,823人となっています。連合軍だった中華民国政府は、自国民の虐待の責任を裁く裁判を横浜法廷で行っていますが、裁判は2件のみです。1つは花岡、秋田県花岡鉱山に連行された中国人への虐待、もう一つは大阪築港の裁判です。たった二件ですが、それでも中国人は「労務者」ではなく、「捕虜」であることを主張した中華民国政府が裁判を行ったのです。

しかし、強制動員された朝鮮人に関する裁判は一件もありません。連合軍は彼らを「日本人」とみなして、その強制動員を裁かなかったのです。これでお分かりだと思いますが、戦争裁判では日本政府・軍部による「日本国民」への弾圧など権力犯罪は取り上げていません。そして朝鮮人も「日本人」として扱われて、チョウ・ムンサンは裁かれる側に置かれたのです。

「常人捕虜」——敵国の民間人

朝鮮人戦犯との関係でもう一つ欠かせないのが

「敵国」の民間人の問題です。

オランダ裁判で朝鮮人戦犯が多く出ています。オランダはインドネシアを300年近く植民地支配していました。南進の「大義名分」に「アジア解放」というスローガンを掲げていた日本は、NHKの愛宕山から短波放送を出し、「アジア解放に立ち上がれ」と呼びかけていました。この時、現在のインドネシアの国歌「インドネシア・ラヤ」（偉大なインドネシア）を流しています。独立運動の中で歌われ、オランダが禁止していた歌を山田耕筰が採譜し、レコーディングして、短波放送で流したのです。日本軍に植民地からの独立の「希望」をたくしたインドネシア人もいました。42年3月1日、日本軍はジャワ上陸作戦を敢行しましたが、この時、インドネシア人が歓迎したのは「独立」の夢を重ね合わせたからでした。その夢はすぐに裏切られました——。

そのインドネシアには植民者のオランダ人がいました。オランダ本国人だけでなく、オランダ人とインドネシア人のダブルのオランダ人など、蘭領東インドで生まれ育った人もいました。オランダは日本に宣戦布告していますから、「敵国」の国籍をもつ民間人が10万人近くいたので、いきなり収容できない。フィリピンではアメリカの民間人をすぐに収容しています。日本国内では、大使館員や企業、教員など、敵国の国籍をもつ人が収容されています。

ジャワ島では、かれらの居住制限をしました。しかし、オランダ人たちは有刺鉄線の中で、ひそかにラジオ聞いたり、いろいろな形で情報をキャッチし、日本の戦局が悪くなっているのを知っていました。日本軍は治安のためにジャワ島では3か所にわけて強制収容します。ジャカルタ市内のチデンに作られた軍抑留所には、約1万人からのオランダ国籍の民間人が収容されました。

1943年11月「軍抑留者取扱規程」が定められ、第16軍軍司令官がこれら管理することになりま

す。この軍抑留所の監視に動員されたのが、朝鮮人捕虜監視員です。さきほど捕虜監視員129人が戦犯になったといましたが、このうちオランダ裁判の戦犯46人その中の21人は捕虜収容所から民間抑留所に転勤させられた軍属です。

軍人にかわって民間人、年配者や女性、未成年の者たちを管理するのです。訓練された軍人の管理とは別の問題が出てきます。しかも誇り高い植民地本国人、総督府の高官やその子弟もいますから、その苦労はまた大変でした。彼らの中にはあからさまに監視員に向かって「イエローモンキー」と言い放つ子供もいたといいます。

この軍抑留所の監視員朴成根（木村成根）は、バタビア裁判で二番目に死刑になっています。一番目がチデンの抑留所所長曾根憲一です。

ジャワの民間抑留所——軍抑留所に勤務

このように、インドネシアでは敵国の民間人を抑留した軍抑留所の監視員に、朝鮮人監視員を転属させています。軍抑留所の警備の主体は朝鮮人軍属でした。日本軍は朝鮮人を志願兵、その後、学徒兵、そして徴兵という形で軍隊に編入していますが、1つの部隊に配属する朝鮮人の数を日本人より多くなるようなことはしない。分散させています。例えば10人の分隊なら、その中に朝鮮人兵士は1人か2人というような編成の仕方をし、朝鮮人兵士が主力となるような部隊編成はしていませんが、軍抑留所は朝鮮人が主体の収容所でした。日本人兵士は少数の将校、下士官がいましたが、現場は朝鮮人軍属でした。

食糧の兵站基地といわれたジャワでも1944年ごろになると食糧不足が深刻になってきます。その影響をもろに受けた敵国民間人の抑留状態は悲惨でした。軍抑留所は彼らに3食支給するのも容易ではない。食事には食材だけでなく燃料や調味料も必要です。乳幼児の場合、ミルクも必要でした。

ある日本人主計将校は野戦貨物廠に掛け合いに行ったこともあったそうでしたが、ダメだったと言っていました。労働力として使えない民間人、「お荷物」だったかれらに第16軍はほとんど無関心でした。戦局悪化の中でそれどころではなかったといいます。居住環境も劣悪で、囲いの中に閉じ込められていた抑留者は、餓死への緩慢な歩みの中で生きていました。こうした軍抑留所を警備していて戦犯になった元監視員が、今日の映像の中に出ていました。

大島渚の『戦場のメリークリスマス』という映画を観た人も多いと思います。その舞台は、ジャワの捕虜収容所と軍抑留所です。バンデル・ポストという元捕虜の書いた手記などをもとにしています。主人公のキャプテン・ヨノイ（曾根憲一）を歌手の坂本龍一さんが演じています。ビート・タケシが演じたのがバンブー・モリとあだ名された森軍曹です。かれはいつも竹の棒をもって捕虜をめちゃくちゃ殴ったと告発されていました。その彼は、部下の朝鮮人軍属も殴っただけでなく、捕虜への制裁を強要したと言います。画面中でチョウ・ムンサンの写真を見ていた金完根さん、かれはバンブー・モリの下で勤務して戦犯になっています。

朝鮮人軍属3,016人が東南アジアに送り出されましたがそのうち129人が戦犯になり、14人が刑死しています。捕虜と民間人収容所に配属された日本人将兵と朝鮮人監視員が、その劣悪な処遇の責任を問われてシンガポールやジャカルタで処刑されました。フィリピンでは洪思翊中将が絞首刑になっています。

スガモプリズン

有期刑、無期刑の人たちは、サンフランシスコ平和条約の発効の前に、日本に送り返されてきま

した。

1950年1月23日にオランダ戦犯690人が横浜港に到着しました。そのうち623人がスガモプリズンに収容されましたが、その中に61人の朝鮮人がいました（3人は釈放）。それから2か月もたないうちにかれらは謄写刷りの冊子を出しています。「郷愁」と題したその冊子の創刊号の巻頭を飾ったのは「高麗独立青年党」の党歌です。これは、ジャワで抗日秘密結社をつくって朝鮮独立の運動をやった軍属たちの歌です。彼らは1945年1月に捕まり、第16軍の刑務所で敗戦、解放を迎えましたが、獄外にいた朝鮮人軍属たちが「在ジャワ朝鮮人民会」を組織し、かれら党員を救出したのです。

また、インドネシアでは、オランダの再占領の前に独立戦争がはじまっていますが、その中に日本軍から脱走した朝鮮人軍属もいました。その一人梁川七星、朝鮮名ヤン・チルゾン、インドネシア人コマルディンは、1975年にインドネシアの独立英雄になっています。ゲリラ部隊に入って戦い、オランダにつかまり銃殺されました。彼のほかにインドネシア独立軍に入って闘い、死んだ朝鮮人軍属は名前がわかるだけで8人はいました。

オランダ関係についてイギリス、オーストラリア関係の戦犯が、送還されてきました。

1950年6月、朝鮮戦争が始まると、スガモを管理していたアメリカ第8軍兵士が朝鮮の前線に送り出されました。替って日本人刑務官が派遣されてきました。日本人が日本人戦犯を管理することになったのです。まだ、A級戦犯も収容されていましたから、呼び捨てにできないので「さん」と呼ぶことにしたといひます。このような話が出てくるように、日本人刑務官の管理するスガモプリズンは、米軍の時と変わっていきます。1952年4月28日、サンフランシスコ平和条約が発効して、スガモの管理が完全に日本政府に移ります。「戦

争裁判の刑は国内法上の刑ではない」ことから、5月1日には法務総裁が戦犯は国内法上の犯罪人ではないと通牒します。「刑死」は「公務死」「法務死」と言い換えられます。

平和条約が発効した直後の4月30日に戦傷病者戦没者遺族等援護法が公布されます。翌年、一部改正されて、戦犯の遺族も一般の戦没者遺族と同じ扱いを受けるようになりますが、「戸籍法」の適用を受けない朝鮮人、台湾人は除外されています。また、軍人恩給もこの年復活しますが、国籍条項で朝鮮人、台湾人は除外されています。

日本政府は主権を回復するとすぐに戦犯たちの社会復帰のための経済措置をつぎつぎに行っていますが、同じ巣鴨にいる朝鮮人、台湾人戦犯たちを、戸籍、国籍を理由に排除しているのです。

靖国合祀された戦犯たち

経済的な援護措置からは除外する一方で、朝鮮人刑死者の靖国神社合祀は、日本人と同等に行っています。

A級戦犯の^{ごうし}合祀が問題になっていますが、BC級戦犯も合祀されています。先ほど言ったように「犯罪人ではない」からです。刑死は「公務死」あるいは「法務死」と解釈が変わり、公務上の死亡ですから遺族年金の受給資格があり、有期刑の日本人戦犯は軍人恩給をもらうことができます。

なお、軍人恩給受給のためには、12年間の勤務が必要ですが、その年限に満たない場合には、戦犯として拘禁されていた期間を勤務とみなして、受給できるようにしています。そうした措置を行ったうえで、最後に他の戦死戦傷病死と同じ犠牲者として、靖国神社に合祀したのです。

靖国神社に合祀された戦犯は939人、合祀は、朝鮮人戦犯を排除していないので、チョウ・ムンサンはいま、靖国神社に合祀されています。刑死者の遺族姜道元さんが合祀の取り下げを求めまし

たが、できませんでした。『チョウ・ムンサンの遺書』は、戦争裁判だけでなく、このような戦後の日本の植民地支配の清算の問題も提起しています。

帝国主義国家間の戦争の中で、植民地の人たちがどのように処遇され、戦後処理がされたのか。朝鮮人BC級戦犯の問題は、現在も戦後補償における旧植民地出身者への差別など多くの問題を提起しています。まだ、その遺骨が祖国に帰ることのできないチョウ・ムンサンの死からから、いろんな問題を考えていきたいと思います。ありがとうございました。